

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に盛り込むべき主な内容に対する
御意見及びそれに対する考え方について

意見募集期間：平成 26 年 4 月 24 日～平成 26 年 5 月 7 日

意見提出者数：14

計画的処理について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	トランス等 56%、高圧コンデンサ等 44%が完了し、とあるが数字の根拠を明らかにされたい。	御指摘の数字は、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が平成 24 年度までに処理を行った台数（処理台数）、現在保管されている台数（保管台数）、今後発生すると考えられる台数（発生台数）の推計値の和に対する処理台数の割合を%で表したものです。
2	届出されていない機器が存在する中、PCB 廃棄物の処理対象量を現在届出されている量から算出すべきではないと考える。	PCB 廃棄物の発生量等の見込みについては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条の規定による届出がされていない使用中の機器も可能な限り対象として推計しております。
3	都道府県市や電気保安協会、電気工事組合等の関連団体と協力し、JESCO の PCB 処理事業を確実に終了できるようにしてもらいたい。 PCB 特措法の目的である「国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする」とあることを最重点と考え、今後の処理推進を図って頂きたい。	今般意見募集した資料の 4（1）の 3 点目及び 4（2）の 2 点目に御指摘の点を記載しております。
4	収集運搬費用の削減や運搬効率化の観点から、従来の事業対象地域内の JESCO で廃棄物を受入れ、JESCO が実際に処理する事業所まで JESCO が運搬	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定めにより、産業廃棄物については、排出事業者の責任により、適正に処理できる施設まで運搬が行われることが必要です。PCB

	するようにしてもらいたい。	廃棄物の運搬に係る費用についても、排出事業者が負担すべきものであり、J E S C O が運搬を担うことは適当ではありません。
5	P C B 廃棄物処理に対する都道府県市の取組、関係法令遵守の徹底、P C B 廃棄物の取扱方法等、P C B 廃棄物について広く国民に周知する必要があるのではないか。	今般意見募集した資料の 4 (1) の 3 点目において、P C B 廃棄物の計画的な処理の必要性を保管事業者や使用中の機器所有者に周知することとしており、現行の基本計画においても都道府県及び市町村は国とともに国民に対し、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性等の情報を提供することとされています。
6	行政の保管事業者へ指導や普及啓発の徹底、関連事業者団体への協力の要請、未届事業者の掘り起こし調査に関する文言を基本計画に明記すべき。	今般意見募集した資料の 4 (1) の 3 点目、4 (2) の 1 点目及び 2 点目に御指摘の点を記載しております。
7	地方自治体に対し、P C B 廃棄物の掘り起こし調査を徹底させること。	今般意見募集した資料の 4 (1) の 3 点目及び 4 (2) の 1 点目に御指摘の点を記載しております。
8	J E S C O における P C B 汚染物等の処理料金を下げるべき。	今般意見募集した内容の 4 (3) の 6 点目に、処理費用の負担能力が低い保管事業者を対象とした処理費用の分割払いの仕組みの構築について記載しております。 また、本年 4 月に P C B 廃棄物処理基金による支援対象の拡充を行ったところであり、この点も基本計画に記載することとします。
9	安定器については無害化処理認定施設において焼却処理するよう検討すべき。	安定器に含まれる絶縁油には高濃度の P C B が含まれており、無害化処理認定施設での処理の対象とはなっていません。
10	地方公共団体が、掘り起こし調査や、未処理事業者の一覧表作成を実施するとされているのは、P C B 特措法第 5 条第 2 項の規定が根拠と思料するが、同条第 1 項に、P C B 廃棄物に関する情報の収集	今般意見募集した資料の 4 (1) の 3 点目に、国が都道府県市と連携して、使用中の機器や P C B 廃棄物の把握に努めると記載しております。

	等必要な措置を講じることが国の責務とされていることから、掘り起こし調査等については、国が協力する旨を計画上明記していただきたい。	
11	意図的に処理しない者に対し、J E S C Oの処理料金の値上がりを早期に告知するとあるが、企業・個人によって、処理あるいは処理時期の捉え方も様々である。周知及び猶予の期間は、十分にとる旨を記載すべき。	今般意見募集した資料の4（3）の6点目に、処理料金が上がることを早期に告知すると記載しております。

使用中の機器について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
12	現在ではP C B含有機器の使用を禁止する法令等がないことから、P C B含有機器を使用している事業者に対して使用禁止を指導することができない。電気事業法等の関係法令の改正によるP C B含有機器の使用禁止の方針を基本計画に明記すべき。	P C B廃棄物処理基本計画はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくものであり、廃棄物の処理に係る計画ですが、使用中の機器は将来的に廃棄物となることから、これを計画的に処理できるよう、今般意見募集した資料の4（1）の3点目及び4（2）の3点目において、使用中の機器の把握等について記載しております。
13	使用中の機器の更新のための補助等を検討してほしい。	

微量P C B廃電気機器等について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
14	微量P C B汚染廃電気機器等の処理について、「課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築及び抜油後の筐体の安全かつ合理的な処理方策の検討が必要」としてあるとしているが、「あらゆる処理方策の可能性についての検討が必要」としていただきたい。	今般意見募集した資料の5の2点目に、微量P C B汚染廃電気機器等の処理については処理がさらに合理的に進むよう技術的な検討を行うことと記載しており、その具体例として課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築及び抜油後の筐体の安全かつ合理的な処理方策を挙げています。
15	筐体や部材等の区分ごとに確実に洗浄が	御意見については、今回の意見募集の対象

	行えたかどうかの試験は告示で規定されているが、絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアルを活用し、洗浄液のPCB濃度で洗浄の完了を判定できるようにすべき。	ではありませんが、PCB廃棄物のPCB濃度は様々であり、洗浄液のPCB濃度だけでは全てのPCB廃棄物の洗浄の完了を確認できないため、告示で規定された方法で試験を行うこととしています。
16	今後、微量PCB汚染廃電気機器等の処理については都道府県市による特別管理産業廃棄物処分業許可施設を活用しながら処理体制を確保するとされているが、現状の低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定制度で十分機能している。あえて変更する必要がないのではないか。	微量PCB廃電気機器等の量からすると、更なる処理体制の構築が必要と考えており、無害化処理認定制度に加え特別管理産業廃棄物処分業許可施設を活用した処理を行うこととしています。
17	微量PCB汚染廃電気機器等の処理について、課電自然循環洗浄方式以外の方法も積極的に技術認定を行うべきではないか。	環境省で行っている技術評価については、課電自然循環洗浄法以外も対象としています。
18	課電自然循環洗浄法による処理の対象となる機器を明らかにすること。 課電自然循環洗浄法により処理を行った機器の処理基準の判定方法は洗浄液による判定ではなく、部材の拭き取りによる判定としてもらいたい。 使用中の機器の処理基準が廃電気機器の処理基準よりも緩くならないようにしてもらいたい。	今般意見募集した資料の5の2点目に課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築について検討すると記載しております。
19	課電自然循環洗浄法については、国より評価がなされた技術であり、今後の検討事項としては、主として制度面に関する事項であると考え。微量PCB汚染廃電気機器等の処理について、“合理的に進むよう技術的な検討が必要”としているが、“合理的に進むよう制度面を含む検討を行うことが必要”という旨に修文すべき。	「技術的な検討」には、制度面の検討も含むものと考えております。
20	微量PCB廃電気機器等の処理についても処理計画を策定すべき。	PCB廃棄物処理基本計画は微量PCB廃電気機器等についても対象となっており、

	今回意見募集した内容の5にも御指摘の点を記載しております。
--	-------------------------------

低濃度PCB廃棄物について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
21	PCB廃棄物処理基本計画には微量PCB廃電気機器等に加え、低濃度PCB廃棄物についても記載するべき。	PCB含有量が5,000mg/kg以下の低濃度PCB廃棄物についてもPCB廃棄物処理基本計画に記載することとします。
22	JESCOから発生するPCB濃度が5,000mg/kg以下の汚染物及び処理物に関しては、廃棄物処理法に基づいて国が認定した無害化処理施設にて処理が既に行われていて、JESCOがPCB廃棄物を計画的かつ合理的に処理を行うための一助を無害化処理施設が担っている。基本計画はぜひそのことを明記してほしい。	
23	低濃度PCB廃棄物のPCB濃度の定義を「PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱」に記載されている「PCB及びPCBをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「PCB等」という。)」を参考にして「PCB含有量が10,000mg/kg以下」とした方がよいのではないかと。	

その他

	御意見の概要	御意見に対する考え方
24	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法について、PCBの含有濃度基準を欧米に準じた50ppm程度に大幅に緩和するよう見直しし、国際的な整合を取るべき。	御意見については、今回の意見募集の対象ではありませんが、PCB廃棄物の処理基準については1970年代から焼却処理方式による処理施設の立地の試みがなされたものの、実現できず、焼却処理ではなく化学処理による処理に関する検討が進められた

		ことを踏まえ、安全安心を担保した現行の基準を採用することで地元地域の理解を得て処理体制を整備された経緯があります。
25	コンデンサの絶縁油のP C B含有量を分析すると、その後コンデンサは使用できなくなると聞いた。検査の結果P C Bが含まれていないことが判明した場合は、コンデンサを使用できなくなることについて損害賠償を払ってほしい。	今回の意見募集の対象外の御意見です。



(お知らせ)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に盛り込むべき主な内容に対する意見の募集について

平成 26 年 4 月 24 日 (木)
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課
代表：03-3581-3351
直通：03-5501-3156
課長：塚本 直也 (内：6871)
課長補佐：中野 哲哉 (内：6876)
担当：中崎 友輔 (内：6880)

環境省では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に関し、別添の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に盛り込むべき主な内容について」(以下「別添資料」という。)に記載された拠点的広域処理施設の処理体制及び処理期間について、当該処理施設が立地している自治体に対し、昨年 10 月下旬以降に検討を要請しています。加えて、環境省において開催している「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」においても、本年 2 月 28 日に別添資料について検討したところです。

これらの検討に加えて、別添資料について、広く国民の皆様から意見をお聞きするため、平成 26 年 4 月 24 日 (木) から平成 26 年 5 月 7 日 (水) までの間、意見の募集を実施いたします。

1. 検討概要

環境省では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に関し、別添の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に盛り込むべき主な内容について」(以下「別添資料」という。)に記載された拠点的広域処理施設の処理体制及び処理期間について、当該処理施設が立地している自治体に対し、昨年 10 月下旬以降に検討を要請しています。加えて、環境省において開催している「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」においても、本年 2 月 28 日に別添資料について検討したところです。

これらの検討に加えて、別添資料について、広く国民の皆様から意見をお聞きするため、平成 26 年 4 月 24 日 (木) から平成 26 年 5 月 7 日 (水) までの間、意見の募集を実施いたします。

2. 意見募集の対象

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に盛り込むべき主な内容」

3. 意見募集要領

(1) 募集期間

平成 26 年 4 月 24 日 (木) から平成 26 年 5 月 7 日 (水) 17 時まで (郵送の場合は同日必着)

(2) 意見の提出方法

次の様式により、電子メール、郵送又はファックスのいずれかの方法で下記提出先に提出してください。

電子メール又はファックスの場合は題名に「PCB処理基本計画の主な内容に対する意見」と記載してください。

なお、上記以外の方法（電話等）による御意見は受け付けかねますのであらかじめ御了承ください。

【意見提出先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

E-mail:hairi-sanpai@env.go.jp

FAX : 03-3593-8264

【意見の取扱い】

いただいた意見は、氏名、住所及び電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公表される可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

また、いただいた意見に対して個別にお答えすることはできませんので、あわせて御了承ください。

【記入様式】

郵送又はファックスの場合、下記の様式（A4版）にならい、氏名、住所、電話番号等を御記入ください。電子メールの場合においても、本記入要領に準じて御記入ください。

[件名] PCB処理基本計画の主な内容に対する意見
[宛先] 環境省廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[郵便番号・住所]
[電話番号]
[ファックス番号]
[御意見]

(3) 資料の入手方法

① 環境省ホームページのパブリックコメント欄

(<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

② 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の窓口に備え付け

(東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 26 階)

※ 事前に入館登録が必要になるので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。

③ 郵送による入手

郵送により入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し 82 円切手を貼付した返信用封筒を別の封筒に入れ、期限までに十分な余裕を持って意見提出先まで送付してください。

処理基本計画に盛り込むべき主な内容について

1. まえがき

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）の施行後、国は日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用してポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理施設の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成 16 年の北九州事業を始め、豊田事業（平成 17 年）、東京事業（平成 17 年）、大阪事業（平成 18 年）、北海道事業（平成 20 年）による処理が始まった。
- JESCO による処理は、平成 24 年度末時点で高圧トランス等 56%、高圧コンデンサ等 44%が完了し、また、安定器等・汚染物の処理も平成 21 年に北九州事業、平成 25 年に北海道事業で開始された。しかしながら、世界でも類を見ない規模での化学処理による PCB 廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等の処理開始後に必要性が明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成 28 年 3 月までの事業の完了が困難な状況となっている。
- 一方、特別措置法施行後の平成 14 年、PCB を使用していないとされトランスやコンデンサから、微量の CB が検出されることが判明した。環境省における焼却実証試験の結果を踏まえ、平成 21 年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の無害化処理認定制度を活用して処理体制を確保する取組が始まり平成 22 年から処理が始まった。
- 我が国において、PCB 廃棄物は、過去約 30 年間処分されず保管を余儀なされたが、これまでの取組により、特別措置法の制定以降大きな進捗が進んだと言える。しかし、PCB の処理完了に向けては、まだ道半ばである。
- 今後 1 日も早い処理完了に向け関係者が確固たる意思をもって、それぞれの責務を果たさなければならない。

